

長泉町耐震改修促進計画

(第3期・令和3年度～令和7年度)

令和3年4月

長 泉 町

ちようせんいが いちほんい Nagasawa

目 次

はじめに	．．． P1
1 計画策定の背景	．．． P1
2 想定される地震規模と被害	．．． P1
第1章 計画の概要	．．． P3
1 計画の目的	．．． P3
2 計画の位置づけ	．．． P3
3 計画の期間	．．． P3
4 基本方針	．．． P3
第2章 住宅及び建築物の耐震化の現状と目標	．．． P4
1 耐震化を図る対象建築物	．．． P4
2 住宅の耐震化の現状と目標	．．． P4
3 特定建築物の耐震化の現状と目標	．．． P6
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	．．． P8
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	．．． P8
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	．．． P8
3 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	．．． P10
4 地震時の総合的な安全対策	．．． P10
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	．．． P12
1 ハザードマップの作成・公表	．．． P12
2 相談体制の整備・情報の充実	．．． P12
3 パンフレット等の作成とその活用	．．． P12
4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	．．． P13
5 自治会等との連携	．．． P13
6 ダイレクトメール等の実施	．．． P13
7 建築関係団体との連携	．．． P13
第5章 建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方	．．． P14
第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	．．． P15

はじめに

1 計画策定の背景

近年、全国で大規模な地震が発生し、多くの被害が発生しています。

阪神淡路大震災（平成7年1月17日発生）では、住宅・建築物の倒壊等により多くの人命が失われ、その教訓から建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という）が制定されました。特に東日本大震災（平成23年3月11日発生）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震や津波により、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害がもたらされています。静岡県東部に位置する長泉町においても、東海地震・南海トラフ巨大地震等はいつ発生してもおかしくない状況です。

町では、地震対策の一環として、静岡県プロジェクト「TOUKAI-0」事業をもとに、静岡県と協力のもと、平成13年度から木造住宅の耐震化を重点的に、耐震化率の向上に努めてきましたが、未だ耐震基準を満たさない住宅も存在します。

そこで、耐震化の現状や課題等を踏まえ、5ヶ年を計画期間とする長泉町耐震改修促進計画（第3期計画）を策定し、町民の命を守る安心・安全な地域づくりの実現に努めるものとします。

なお、本計画は、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の17の目標のうち、特に目標11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」と関連が深いことから、この目標の視点も踏まえた上で、取組を推進します。



2 想定される地震規模と被害

静岡県は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓とし、平成25年に策定した「静岡県第4次地震被害想定」にて想定されるレベル1とレベル2の2つのレベルの地震・津波による被害想定を公表しています。

町では、地域防災計画を「静岡県第4次地震被害想定」の結果を元に作成していることから本計画においても県と同様の状況における被害を想定します。

表 1-1 想定される地震の規模

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿い	相模トラフ沿い
レベル1の地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0～8.7程度)	大正型関東地震 (マグニチュード8.2程度)
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9.0程度)	元禄型関東地震 (マグニチュード8.5程度) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (マグニチュード8.7程度)

表 1-2 想定される被害

① レベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）

被害 建物	全壊棟数：約 70 棟（うち地震動：約 70 棟） *冬・夕方、地震予知なしの場合
被害 人的	死者数：一人、重傷者：約 10 人、軽症者：約 80 人 *冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合

② レベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）

被害 建物	全壊棟数：約 70 棟（うち地震動：約 70 棟） *東側ケース、冬・夕方、地震予知なしの場合（国想定は基本ケース）
被害 人的	死者数：一人、重傷者：一人、軽症者：約 20 人 *陸側ケース、冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合

③ 相模トラフ沿いで発生する地震 レベル2の地震・津波（元禄型関東地震）

被害 建物	全壊・焼失棟数：約 500 棟（うち地震動・火災：約 500 棟） *冬・夕方の場合
被害 人的	死者数：一人、重傷者：40 人、軽症者：約 200 人 *冬・深夜、早期避難率低の場合



【H28. 4. 14 発生 熊本地震】
木造住宅の倒壊



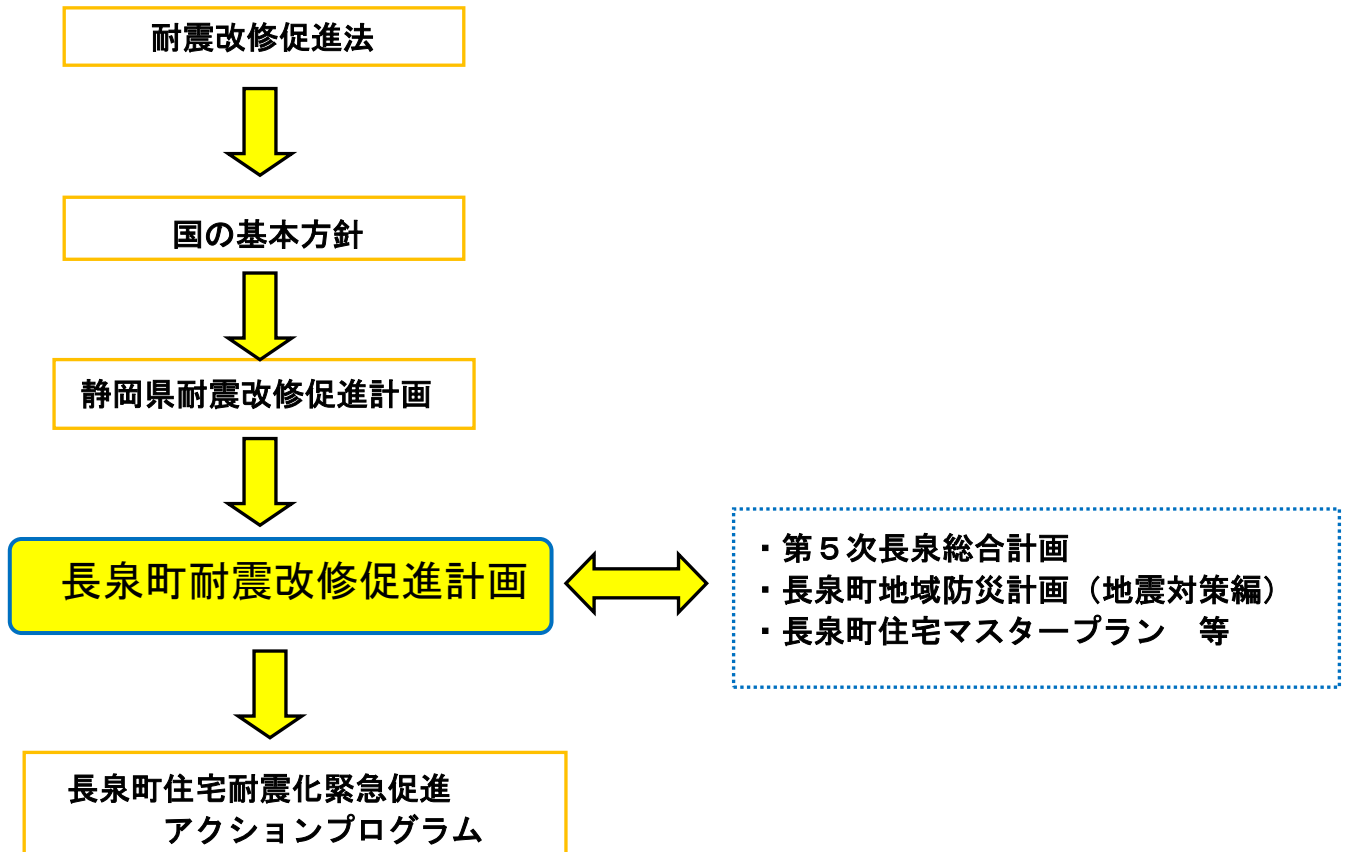
【H30. 6. 18 発生 大阪府北部地震】
ブロック塀の倒壊

第1章 計画の概要

1 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から一人でも多くの町民の命を守るため、町内の既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を効果的かつ効率的に促進することを目的とします。

2 計画の位置づけ



3 計画の期間

県計画の計画期間及び第5次長泉町総合計画（前期基本計画）の計画期間の令和3年度から令和7年度に応じ、本計画においても令和3年度～令和7年度を計画期間に設定します。

なお、今後の社会情勢の変化等を考慮し、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

第1次期間	第2次期間	第3次期間
H21年度～H27年度	H28年度～R2年度	R3年度～R7年度

4 基本方針

建築物等の耐震化を引き続き図るとともに、第3次期間から木造住宅除却支援制度を創設し、耐震性の低い住宅等の除却を促進することで、安心・安全な生活環境づくりを後押しします。

第2章 住宅及び建築物の耐震化の現状と目標

1 耐震化を図る対象建築物

本計画で対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された旧耐震基準建築物です。

2 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 現状

「平成30年住宅・土地統計調査（総務省調査）」によると、町の住宅の耐震化の状況は、表2-2のとおり、居住世帯のある住宅16,910戸のうち、耐震性がある住宅は15,857戸で、耐震化率は93.8%となり、平成15年の耐震化率71.4%から22.4%向上しました。県内他市町と比較すると耐震化率は、高い部類に属しますが、一方で、前計画で目標としていた、令和2年度末での95%の達成にはいたっていません。

表2-1 住宅・土地統計調査における住宅の耐震化率の推計値

	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	上昇値
長泉町	71.4%	86.6%	89.3%	93.8%	22.4%
静岡県	72.9%	79.3%	82.4%	89.3%	16.4%
全国	75%	79%	82%	87%	12%

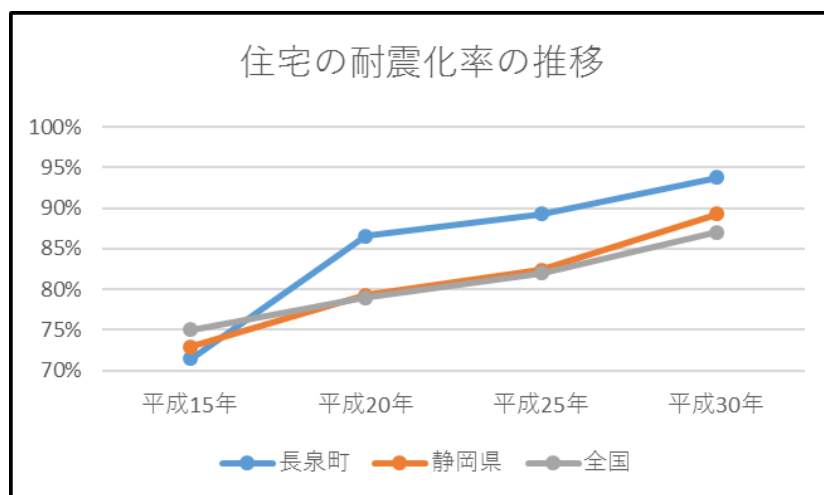


表2-2 住宅土地統計調査における長泉町の住宅の耐震化の推移と実績平均値（単位：戸）

	平成25年住宅 ・土地統計調査	平成30年住宅 ・土地統計調査	年間の増減 (過去実績 平均値)
住宅（居住あり）	13,670	16,910	180
耐震性無	1,469	1,053	△39
耐震性有	12,201	15,857	219
住宅耐震化率	89.3%	93.8%	—

表 2-3 建て方・年代別住宅数（単位：戸）

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅		住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 (H30年10月) ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (H30年10月) ⑥ (⑤/④)	耐震化率の目標（令和7年度末）
		②	内耐震性有 ③				
木造	5,753	1,707	835	7,460	6,588	88.3%	—
非木造	8,807	643	462	9,450	9,269	98.1%	—
合計	14,560	2,350	1,297	16,910	15,857	93.8%	95%

(2) 目標

平成30年住宅・土地統計調査の結果から推計される耐震性無しの住宅数は、表2-2のとおり1,053戸となっており、耐震性が不十分な住宅を解消するには、この1,053戸に対する耐震対策等が必要となります。

耐震化率は、耐震性無しの住宅数の減少と耐震性有りの住宅数の増加により上昇しますが、町の現状をみると、年間平均39戸が耐震性のない住宅数から減少する一方、耐震補強工事や新築により219戸が耐震性のある住宅として生まれています。

県では、耐震化に継続的に取り組んでいく必要性から、住宅の耐震化率を5年後（令和7年度末）までに95%とすることを目標としています。町においても、この目標を踏まえ、令和7年度の目標値を95%に設定します。耐震化率を現在の93.8%から1.2%を上昇させるために、木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業に加え、令和3年度から新たに木造住宅除却支援事業、住宅地供給促進事業を導入することで、目標達成に向けた後押しをしていきます。

(3) 住宅に対する補助金制度の実績数及び計画数

表 2-4 R2年度までの実績数

事業名	～H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
わが家の専門家診断事業 (木造住宅の耐震診断)	939	28	20	8	8	10	1,013
木造住宅耐震補強計画策定事業（補強計画）	186	18	29	18	12	9	272
木造住宅耐震補強助成事業(耐震改修工事)	165	19	34	13	9	5	245

※補強計画及び耐震改修工事は、令和3年度から木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業として一体化されます

表 2-5 R3年度からの計画数

事業名	R3	R4	R5	R6	R7	合計
わが家の専門家診断事業 (木造住宅の耐震診断)	20	20	20	20	20	100
木造住宅耐震補強計画及び耐震工事業	15	15	15	15	15	75
木造住宅除却支援事業	25	25	25	25	25	125
住宅地供給促進事業	15	15	15	15	15	75
合計	55	55	55	55	55	275



3 特定建築物の耐震化の現状と目標

(1) 現状

令和2年8月に実施した特定建築物の耐震化に係る実態調査の結果によると、耐震化率は96.9%であり、第1期計画策定時の60.3%から36.6%上昇し、第2期計画策定時の92.3%から4.6%上昇しました。

全体の耐震化率は、第2期計画目標の95%を超えたものの、民間建築物にあっては、未だ耐震化が進んでいないことが分かります。

表2-6 特定建築物の耐震化の現状

特定建築物		昭和56年 6月以降の 建築物 ①	昭和56年 5月以前の 建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和2年度末) (④/③)
用途						
災害時の 拠点となる 建築物	町役場、消防署、幼稚園、 保育園、小・中学校、 保育所、こども園、診療所、 高校、病院、老人福祉セン ター、老人ホーム、老人 施設、体育館等	37	17	54	53	98.1%
	公共	21	14	35	35	100.0%
	民間	16	3	19	18	94.7%
不特定多 数の者が 利用する 建築物	飲食店、ホテル、旅館、遊技 場、美術館、銀行等	20	2	22	20	90.9%
	公共	2	0	2	2	100.0%
	民間	18	2	20	18	90.0%
特定多数 の者が利 用する 建築物	賃貸住宅（共同住宅に限 る）、寄宿舎、下宿、事務所、 工場等	148	67	215	209	97.2%
	公共	5	2	7	7	100.0%
	民間	143	65	208	202	97.1%
計		205	86	291	282	96.9%
	公共	28	16	44	44	100.0%
	民間	177	70	247	238	96.4%

表2-7 特定建築物の耐震診断実施状況

	昭和56 年5月以 前の建築 物	耐震診断実施状況						耐震改修 未実施
		耐震診 断未実 施建物	耐震診 断実 施建物	建物診 断実 施率	耐震性 有	耐震性 無	耐震 改修 実施	
特定建築物	86	9	77	89.5%	14	63	60	3

(2) 目標

町では、第2期計画策定時の目標であった95%を達成しましたが、今後、国・県の方針として個別目標として数値目標を設定しないことから、既存建築物耐震性向上事業を活用し、町においても「おおむね解消」を目指していきます。

(3) 建築物に対する補助金制度の実績数

表2-8 R2年度までの既存建築物耐震性向上事業（建築物耐震診断事業）の実績数

事業名	～H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
既存建築物耐震性向上事業 （建築物耐震診断事業）	11	0	0	1	0	0	12

※参考

静岡県の目標設定

対象建築物	目標設定	目標設定の考え方
住宅	○	国の基本方針を踏まえ、個別目標として数値目標を設定する。
特定建築物	—	第2期計画の目標(令和2年度末 95%)に僅かに届かないまでも、おおむねの達成が見込まれること、国の基本方針においてもそれ以上の目標を設定していないことから、個別目標としては数値目標を設定しない。

国の基本方針

区分	2020年 (R2)	2025年 (R7)
住宅	耐震化率 95%	—
耐震性が不十分な住宅	—	おおむね解消
特定建築物	耐震化率 95%	—
耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物	—	おおむね解消

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

町は、こうした所有者等の取組をできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震改修等を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修等の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々ですが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担が課題となっています。

このため、町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性についての普及啓発に積極的に取り組むとともに、国の支援制度（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていきます。

ア プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業

建築物の所有者等の耐震化に要する費用負担の軽減を図り、耐震化を促進するため、表3-1のとおり、耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等をはじめ、耐震化率の目標を達成するために新たな補助制度等の構築を随時検討していきます。

表3-1 補助制度等の概要（令和3年4月現在）

区分	【事業名】概要	対象建築物等	負担割合	補助率			
				国	県	町	
木造住宅	耐震診断	【わが家の専門家診断事業】（木造） 無料の専門家派遣及び耐震診断	昭和56年5月以前	—	1/2	3/8	1/8
	耐震改修	【木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事事業】 補強計画及び工事に対する助成	昭和56年5月以前 耐震評点1.0未満を 1.0以上に(0.3ポイント以上向上)	4/5	50万円	30万円	20万円
		高齢者世帯等の居住世帯は割増助成			10万円	10万円	
		高い耐震性（1.2以上）を確保する等の耐震補強への割増助成			15万円		
除却	【木造住宅除却支援事業】 耐震性のない木造住宅の除却工事に対する助成	昭和56年5月以前 耐震評点が1.0未満	23%	11.5%	5.75%	5.75%	
	高齢者世帯等は、耐震性のある借家等へ住み替えるための移転費用を助成				10万円		
非木造住宅	耐震診断	【建築物等の耐震診断事業】 耐震診断に対する助成	昭和56年5月以前	2/3	1/3	1/6	1/6
					13万6千円限度		

建築物等	耐震診断	【既存建築物耐震診断事業】 建築物の所有者が行う耐震診断に対する助成	昭和56年5月以前	2/3	1/3	1/6	1/6
					200万円限度		
ブロック塀	撤去	【ブロック塀等撤去改善促進事業】 撤去に対する助成	道路等※に面する危険なブロック塀	2/3	1/3	1/6	1/6
					26万6千円限度		
	改善	【ブロック塀等撤去改善促進事業（緑化あり）】 改善に対する助成	道路等※に面する危険なブロック塀	2/3	1/3	1/6	1/6
					33万3千円限度		
		【ブロック塀等撤去改善促進事業（緑化なし）】 改善に対する助成		1/3	1/6	1/12	1/12
				16万6千円限度			
住宅	移転	【がけ地近接地危険住宅移転事業】 危険住宅の所有者に対し移転に要する費用を助成	災害危険区域内等の危険住宅	—	1/2	1/4	1/4

※ブロック塀等撤去改善促進事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業））の対象となる道路等とは、住宅や事務所等から避難所や避難地等へ至る経路である。

表3-2 その他支援事業

区分		【事業名】概要	対象	負担割合	補助率		
					国	県	町
建築物等	除却	【住宅地供給促進事業】 除却後に宅地分譲を前提とした共同住宅の除却に要する費用を助成	除却後に宅地分譲を前提とした共同住宅等	1/3	—	—	10/10
					200万円限度		
狭あい	—	【狭あい道路整備等促進事業】 道路後退時の測量・分筆にかかる費用を助成	狭あい道路	—	1/2	—	1/2
					60万円限度		
家具固定	—	【家具等転倒防止事業】 町が派遣した委託業者が家具等の転倒防止器具を設置	高齢者世帯等の固定されていない家具等	—	—	1/3	2/3

イ 住宅ローンの優遇制度

県と県内金融機関は、平成18年度に「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るため、協定を締結し、各金融機関では住宅ローンの優遇制度を設けています。

昭和56年5月以前に建築された木造住宅で、耐震評点1.0未満のものを建替える所有者等が、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置を受けられる制度となります。

ウ 耐震改修促進税制等

建築物の所有者等の耐震改修に要する費用負担の軽減を図り、耐震改修を促進するため、国は耐震改修に係る税の優遇措置を講じています。

① 住宅

	所得税	固定資産税
概要	耐震補強工事費の10% 最大25万円が所得税から控除	翌年度の固定資産税が半額 (1戸当たり120㎡相当分まで)
特例期間	令和3年12月31日までに耐震補強が完了	令和4年3月31日までに耐震補強が完了

② 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から令和5年3月31日までに耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置（2年間 1/2）を講ずるもの。

3 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

ア 専門技術者の養成と相談体制の整備

県においては、耐震改修支援センター等と連携して、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介等を行っています。特に木造住宅については、安心して耐震改修が行われるよう、耐震診断の実施及び耐震改修に係る相談等を行う専門家「静岡県耐震診断補強相談士」を養成し、登録しています。

静岡県耐震診断補強相談士は、「わが家の専門家診断」を受診した町民に対して、耐震診断の結果の報告の際に、安心して耐震補強工事が行われるよう、耐震補強の方法や事例、補助制度や今後の手続き等について、分かりやすく丁寧な説明を行っています。

イ 専門家・技術者向け、町民向け講習会の開催

「建築物防災週間」及び「地震防災強化月間」等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について周知啓発を図っていきます。

4 地震時の総合的な安全対策

ア 建築物以外の事前の対策

過去の地震等における被害を踏まえ、ブロック塀の安全対策、家具の固定、窓ガラスの飛散対策、特定天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。また、被害等を踏まえ、法改正が進むなど、地震時の安全対策が必要となっていることから、町では県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、建築物の所有者等に必要な対策を講じるよう指導・助言を図っていきます。

① ブロック塀の安全対策

地震によってブロック塀等が倒壊すると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも影響を及ぼすことから、ブロック塀等の所有者に安全点検の実施を促すとともに、倒壊の危険性のあるブロック塀等については、補助制度を活用して、撤去、改善するよう働きかけます。また改善にあたっては、単なる塀やフェンスに造り替えるのではなく、植生等に替えるなど、安全で美しい「緑のいえなみ」の整備を促進します。

②家具等の転倒防止対策

地震によって家具等が転倒すると、転倒による圧迫死などのほか、家庭内の避難の妨げとなるおそれがあります。町では、高齢者住宅等の家具等転倒防止器具の設置に対する支援を行います。



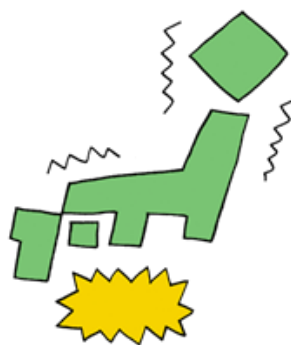
③狭あい（幅4 m未満）道路の整備

建築基準法により、町道等の狭あい道路に接して建物を建築する場合、道路の後退が必要となります。町では、狭あい道路の整備による安全確保を目的に、道路後退時の測量・分筆に対する支援を行います。

イ 地震発生時の対応

地震により建築物や宅地等が被害を受けた場合、余震等による被災建築物等の倒壊等から生ずる二次災害を防止するため、応急危険度判定の実施が必要と判断される場合、町は判定に係る実施本部等を設置し、応急危険度判定士の受け入れや派遣要請等必要な措置を講じるものとしています。

また、専門家による被災区分度判定により、被災建築物の残存耐震性能を把握し、補修・補強により、継続使用が可能な建築物等については、被災建築物応急危険度判定マニュアル及び被災建築物応急危険度判定士手帳（静岡県発行）をもとに被災建築物の応急復旧の支援を行います。



第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等の防災に対する意識の向上が必要不可欠です。町では、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むために、建築物の耐震化に関する情報を町民に分かりやすく伝えるとともに、建築物の所有者等が安心して耐震改修等を実施できる環境整備に取り組んでいきます。

1 ハザードマップの作成・公表

町では、「長泉町地震防災マップ」のようにハザードマップを作成して、町のホームページ (<http://www.town.nagaizumi.lg.jp>) や広報紙などで住民に公表し、周知に努めています。

また、県においては、「第4次地震被害想定」に関する情報を「ハザードマップ（加速度分布、震度分布図、液状化危険度図、津波浸水域図等）」として県のホームページで「静岡県地図情報システム」 (<http://www.gis.pref.shizuoka.jp/>) により公開しています。

2 相談体制の整備・情報の充実

町では、建設計画課を建築相談窓口として専門家診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、住民からの建築相談に応じます。なお、建築に関する技術的な相談は県沼津土木事務所、家具の固定については町地域防災課、防災ベッド（重度身体障害者のみ）については町福祉保険課、契約や金銭上のトラブルについての相談は消費生活相談と連携をとって対応をします。

県ではホームページ「耐震ナビ」 (<http://www.taishinnavi.pref.shizuoka.jp>) において、建築物の耐震化に必要な情報を公開しており、想定される地震や各種補助制度について、設計者や施工者だけでなく、町民に対してもわかりやすく解説しています。

3 パンフレット等の作成とその活用

町広報紙の「広報ながいずみ」及び県広報誌の「県民だより」等により、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度等の紹介を行うとともに、県は木造住宅の耐震化の流れを説明したパンフレット『『自分の命は自分で守る』今こそ耐震補強を！』や耐震改修工法の選択や耐震改修費用の判断の参考となる「木造住宅耐震リフォーム事例集」等を作成し、配布しています。

また、「建築物防災週間」や「地震防災強化月間」等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断や耐震改修等の必要性についての周知を図っていきます。



【町ホームページ】



【広報ながいずみ】

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修の実施にあたっては、リフォーム工事に併せて行うことで費用及び手間を軽減できるという面で有効であるため、リフォームを検討する所有者やリフォーム事業者、不動産仲介業者などに耐震改修の必要性和補助制度を周知し、住宅のリフォームと併せた耐震改修の実施を促進します。

5 自治会等との連携

地震防災対策を促進するためには、地域が連携して地震対策を講じることが重要であることから、町内41の自主防災組織と町が連携した活動を継続的に行っていきます。また自治会や自主防災組織等に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性を周知・啓発し、知識の普及を図るため、専門家や技術者の派遣など必要な支援を行います。



【防災の日】

～自治会への周知啓発活動～

6 ダイレクトメール等の実施

ア 住宅

耐震診断の受診を促進し、耐震補強工事の実施へ誘導していくため、県と連携して、耐震診断未実施の住宅に対して、診断の申込みが可能な往復はがきによるダイレクトメールを送付しています。今後も耐震性が不足する住宅に対するダイレクトメールを実施し、周知・啓発を図ります。

イ 特定建築物等

県では、特定建築物等の所有者等に対して耐震化の必要性を周知・啓発するため、耐震診断や耐震改修の実施を促すダイレクトメールを送付するとともに、必要に応じて個別訪問を実施し、支援制度等を説明しながら耐震化を促しています。

7 建築関係団体との連携

平成15年度に、県内の民間建築団体による静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会（旧静岡県木造住宅耐震化推進協議会）を設立し、「TOUKAI-0」事業の啓発や建築物の耐震化を促進しています。

建築物の耐震化の推進には、専門的知見も必要不可欠であることから、今後も建築関係団体と連携し、相談体制の構築や、周知啓発活動を図っていきます。

「協議会における事業」

- ・住宅・建築物の地震対策に関する普及、啓発活動
- ・住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ・住宅・建築物の耐震に関する研修会、講習会等の開催
- ・耐震関連業務の受託
- ・ブロック塀の安全対策や家具等の転倒防止対策の促進
- ・会員の交流及び業務活性化
- ・震後の被災建築物の復旧・復興活動

第5章 建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方

耐震改修促進法第15条では、所管行政庁は特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、必要な助言をすることができることとされ、また法第16条では、所有者は耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修に努めなければならないとされています。

町では、県と連携して、補助制度等を利用する等、指導及び助言を実施していきます。

参考 抜粋

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。



【防災の日ブース出展】
～補助制度の案内～

第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

耐震化率の目標達成のためには、各組織がそれぞれの役割を果たす必要があります。町では、それぞれの役割分担を以下のとおりと考え、連携していくことで、建築物等の耐震改修を促進していきます。

実施主体	役割分担の考え方
所有者	耐震化が自らの生命や財産を守るだけでなく、倒壊による道路閉塞を防ぐなど隣接する地域の防災上においても大変重要であることを認識し、自らの問題、地域の問題として考え、自発的かつ積極的に耐震化に努めるものとする。
地方公共団体	所有者の取組をできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくものとする。
町	所有者に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた普及啓発や所有者が耐震化しやすい環境の整備、負担軽減のための施策を主体的に実施するものとする。
県	市町が実施する取組を積極的に支援するとともに、広域的・総合的な普及啓発や所有者が耐震化しやすい環境の整備、技術者の育成等の施策を実施するものとする。
自主防災組織	「自らの地域は皆で守る」という認識の下、地域内の住民への防災知識の普及啓発等を実施するなど、住宅の耐震化が促進されるよう積極的に取り組むものとする。
建築技術者	耐震診断・改修に係る知識及び技術力の向上に努め、所有者の取組に対して専門家として適切なアドバイスを行うとともに、耐震診断及び耐震改修の業務を適切に行い、地震に対する安全性を確保した良質な建築物等の提供に努めるものとする。
建築関係団体	所有者への耐震化の働きかけ、情報提供や相談対応など、組織力を活用した耐震化の需要拡大に努めるほか、建築技術者の技術力向上等に関する支援など、耐震化の促進を技術的な側面からサポートするものとする。

